

平成 27 年度 法科大学院（法務研究科）入学試験

# 小論文問題紙

A日程

平成 26 年 8 月 30 日

10 : 00 ~ 12 : 00 (120 分)

(200 点)

## 注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開いてはいけない。
2. 小論文の問題紙は 1 ページから 7 ページである。
3. 解答用紙は、問題 1、問題 2 の 2 枚である。解答用紙の追加は認めない。
4. 解答用紙は 2 枚ともかならず提出すること。
5. 監督者の指示に従い、すべての解答用紙に受験番号と氏名を記入すること。
6. 解答はすべて解答用紙の指定された欄に記入すること。
7. 試験終了まで退室してはいけない。

北海学園大学

## 問題 1

次の文章を読んで、以下の問いに答えなさい（100点）。

人づくりは就業前の教育と、就業後の人材育成を一体として進めるべきであろうが、学校教育は1点を争うテスト重視への批判とゆとり教育失敗との間で右往左往し、就業後の人材育成や職業訓練も、その土台である日本的雇用システムの変容や揺らぎの中で明確な軸を失っているように見える。予算と法律を変えればたちどころに人材育成が進むというわけではないところに難しさがある。

○○○

○○○

人材育成を考える場合、着目すべきはスキル（技能）である。様々な仕事に応じて必要なスキルは異なるし、一つの仕事でも多様なスキルを用いるのが普通だ。このスキルをどう身に付け、伸ばしていくか。経済学ではこれまで働いている企業でしか通用しない「企業特長的スキル」と、どの企業でも通用する「一般的スキル」を分けたり、技術進歩の関係でスキルを論じたりすることが多かった。しかし、こうした枠組みだけで喫緊の人材育成問題を解明していくには限界がある。

その中で、教育と労働の問題を統一的に考えるのに有益な考え方を提供しているのが、2000年にノーベル経済学賞を受賞した米シカゴ大学のジェームズ・ヘックマン教授らを中心とした「非認知能力」の役割を強調した研究である。認知能力がペーパーテストで測れる能力だとすれば非認知能力とはテストなどでは測れない能力で、個人的資質と関係している。

ヘックマン氏らは米国で家庭環境に問題のある就学前の幼児に対する支援プログラムに着目し、認知能力よりも非認知能力を向上させることでその後の人生に大きなプラスの影響を与えることを強調してきた。同氏とシカゴ大学博士課程のチム・カウツの2013年のサーベイ（文献研究）論文も、非認知能力を巡るこれまでの研究を包括的に整理し、幼年期のみならず青年期における支援プログラムも紹介し、職業訓練まで視野に入れて評価している。

この論文で特徴的なのは、認知能力と非認知能力を、それぞれの認知スキル、性格スキルと呼び換えていることである。性格スキル＝個人的形質とすると、それが遺伝的なものでほとんど変わらないと考えてしまいがちだが、むしろ人生の中で学ぶことができ、変化しうるものである。

〇〇〇

〇〇〇

性格スキルはこれまで政策現場や経済学では見過ごされてきたが、心理学者はこうしたスキルを長年研究してきた。この中で、表に挙げているように「ビッグファイブ」という分類が広く受け入れられている。ビッグファイブは性格的スキルをよりきめ細かく定義するための経度と緯度のようなものと理解できる。

ヘックマン氏らはこれまでの多くの研究を引用し、性格スキルが学歴、労働市場での成果（賃金など）、健康、犯罪などの幅広い人生の結果に影響を与えることを明らかにした。ビッグファイブの中では、とくに「真面目さ」が様々な人生の結果を最も広範に予測している。

	定 義	側 面
真面目さ	計画性、責任性、勤勉性の傾向	自己規律、粘り強さ、熟慮
開放性	新たな美的、文化的、知的な経験に開放的な傾向	好奇心、創造力、審美眼
外向性	自分の関心や精力が外の人や物に向けられる傾向	積極性、社交性、明るさ
協調性	利己的でなく協調的に行動できる傾向	思いやり、優しさ、
精神的安定性	感情的反応の予測性と整合性の傾向	不安、いらいら、衝動がすくない

(出所) ヘックマン=カウツの論文から

労働市場での成果に絞ってみると、仕事の成果と最も強い関係を持つのはやはり「真面目さ」であるが、その強さは知能指数（IQ）の半分程度であった。IQの重要性は仕事が増えればなるほど増す。特に大学教授、上級管理職にとってより重要になるが、「真面目さ」の重要性は仕事の複雑さとはあまり関係なく、より広範な仕事に対して有用だと指摘している。ビッグファイブの測定は主に質問票による自己報告であり、主観的なバイ

アスが入りやすい。そのため、第三者の評価を性格スキルとして利用した分析も行われている。

スイス・チューリッヒ大学のカーミット・セガル助教は2013年の論文で、米国の8年生（日本の中学2年に当たる）で問題行動（不登校、遅刻、宿題未提出など）があった人は、テキスト成績を基に学力の影響を排除しても、26～27歳時の賃金が相対的に低い傾向を指摘した。学歴の影響を統計的に取り除いても、すべての学歴レベルで同様の傾向があった。一方、8年生の標準テストの成績と賃金の相関は、高等教育以上の学位を持つ者に限られていた。

スウェーデンのストックホルム経済大学のエリック・リンキスト助教とストックホルム大学のロイヌ・ベストマン助教の2011年の論文は、心理学者がスウェーデン軍の兵士の入隊時に面接して把握したデータを用いて分析している。失業者や低賃金労働者はそれ以外の者に比べて性格スキル、認知スキルとも低い、前者の方がより劣っている。一方、熟練労働者や賃金が高い者に関しては、認知スキルの方が賃金に与える影響が大きいことを示した。

○○○

○○○

このように性格スキルは幅広い学歴・職業で共通して重要であり、その欠如が職業人生の失敗に強く結びついている。だとすれば、それはどのように高めるべきであろうか。

ヘックマン氏らは、すべてのスキルを形成する上で幼年期が重要だという確固たるエビデンス（科学的証拠）はあるものの、性格スキルは認知スキルに比べて後年でも伸びしろがあるので、青年時の矯正は性格スキルに集中すべきだと主張している。かつての徒弟制度では、若者が大人と信頼関係を結びながら指導や助言を受けた。その中で技術のほかにも、仕事をさぼらない、他人とうまくやる、根気よく仕事に取り組む、といった貴重な性格スキルを教えられていたのでもううまく機能したと考えられる。

従って職場をベースにしたプログラムの中で性格的スキルを教えれば、ハンディのある若者に対し彼らが家庭や高校では得られなかった規律や指導を与えることができる。実際、青年期の介入プログラムを見ると、認定的・学問的な学びを中心としたものよりも、性格スキルの向上を狙ったものの方が効果が大きいことが明らかになった。

こうした視点に立てば、世界的に見ても若年者や未熟練労働者、失業者への教育訓練も必ずしも成果も挙げていない理由も明白だ。英国財政問題研究会のバーバラ・シアーニジ上席エコノミストによる2008年の論文は、スウェーデンで失業者が新たな職を見つけるために最も効果的な方法は、民間に補助金を与えて常用として雇い入れるようなプログラムであり、企業外でのフルタイムによる授業による訓練は何もプログラムを受けない失

業者よりも就職確率がむしろ低下することを示した。これも実際に企業で責任をもって働くことが性格スキルの向上をもたらしたと解釈できよう。

欧州では若年失業の問題が深刻だが、ドイツ、スイス、フランス、オーストリアなど徒弟制度に起源を持つ職業教育が盛んな国の若年失業率が低く、2008年からの大不況でも、それほど若年失業率が上昇しなかった。これも職業実習制度の持つ職場での性格スキル形成と関係がありそうだ。

日本でも教育、職業訓練など幅広い分野において性格スキルの重要性を認識し、その向上を人材教育の柱の一つに据えるべきであろう。

※ 問題文の作成に際して、原典の一部を省略し、また問題文とするのに必要な補足をおこなった。

出典：日本経済新聞 2014年1月20日 「エコノミックス・トレンド」  
鶴光太郎・慶応大学教授

問1 性格スキルとはどのようなことをいうのか。説明しなさい（50点）。

問2 性格は遺伝できまるとよく言われるが、筆者はそうではなく、事後の訓練でそれは身につくと言っている。それは何によってわかる、と筆者は言っているか説明しなさい（50点）。

## 問題2

次の文章を読んで以下の問いに答えなさい。

2013年8月にミス・ティーンUSAに選ばれたキャシディ・ウォルフさん(19)は、州予選でカリフォルニア代表に選ばれた直後の昨年3月、会員制交流サイトのフェイスブックから、何者かがパスワードの変更を試みたという警告を受け取った。他のソーシャルメディアもハッキング(不正侵入)の危険にさらされていないか調べたところ、撮られた覚えのないセミヌード写真がツイッターに張られていた。その30分後、ストーカーからフルヌード写真がメールで届いた。自室の着替えの瞬間を撮られたものだ。初めて、自分のパソコンが何者かに遠隔操作され、付属のウェブカメラで盗み撮りされていたことに気づいた。

「写真はもっとある。お前の(ソーシャルメディアの)アカウントに載せられたくなければ、言うことを聞け」。メールには性的な脅迫が書かれていた。ウォルフさんは要求に応じず、警察に被害届をだし、脅迫された事実をフェイスブックに公表した。

「サイバーストーカー」。メールでの脅迫から、携帯端末スマートフォンのアプリケーションを使った位置情報の追跡、パソコンをウイルス感染させて付属のカメラで監視するハイテク型のストーカー行為までを米国ではこう呼ぶ。

ウォルフさんの事件は、連邦捜査局(FBI)が恐喝容疑で捜査に着手し、発覚から半年後、カリフォルニア州の男子学生が逮捕された。ウォルフさんとは交友はないが、同じ高校の出身だった。訴状によると、学生は12年4月にパソコンのキー入力を記録するソフトを購入した後、同年6月にこのソフトをウォルフさんのコンピュータに感染させ、発覚までの9カ月にわたり位置情報やウェブカメラで監視していた。学生は遠隔操作できるコンピュータを「奴隷」と呼び、他にも数十台を監視し、10人以上の女性を脅迫していた。

「ウイルスメールをクリックしたのかもしれない。感染を知らずに監視されていたなんて恐ろしい」。ウォルフさんは今年の2にサンフランシスコで開かれたサイバーセキュリティ会議の会場で、携帯端末の遠隔操作や位置情報収集をできないように設定するソフトを開発した企業のブースに立ち、「オンラインのプライバシーは自分で守るしかない」と呼びかけた。

○

○

「ウォルフさんは著名人だからFBIが動いた。無名の市民の事件ではこうはいかない」。

ニューヨーク在住の女性経営コンサルタント、カルフ・フランクリンさんは、「急成長する新たな犯罪」に司法当局が対応できていないと指摘する。

フランクリンさんは09年、グーグル系動画投稿サイトのユーチューブに、自分の写真と経歴が指名手配者のように記載され、「売春婦」と中傷されていることに気付いた。同じころ、複数の友人から、「あなたの携帯電話から性的なテキストメッセージが発信されている」と言われた。

何度か軽いデートをした男性に付きまといられていた時期で、彼がサイバーストーカーになったのではと感じたが、証拠がなかった。グーグルに発信源の特定を求めたが、「裁判所の命令が必要」と言われ、10年8月にグーグルに情報提供を求める訴訟を起こした。2か月後、裁判所が投稿に使われたコンピュータのアドレスを提供するように命じる判決を下した。ストーカーは予想通りの男で、ようやく警察も動いた。「ネット社会は実社会と同じくらい重みがある時代なのに、被害が軽んじられている。司法当局もネット企業も、被害者にもっと協力すべきだ」。フランクリンさんはそう話す。

司法省傘下の「全米犯罪被害者センター」は07年、ストーキングの規定（1993年策定）を改訂し、「00年前後から州ごとに制定されていたサイバーストーキング法は、物理的な接近や脅迫を伴わなければ適用されない場合が多い。ネット経由の遠隔操作による追跡や監視にも対応すべきだ」と法制度の強化を促した。

米国のサイバーストーカー対策は事実上、州ごとに異なる。独立した連邦法はなく、州法の内容には濃淡があるのが実態だ。

被害者センターのミッシェル・ガリシア研修所長は、現行法の運用強化も訴える。「ストーカーが使うハイテクの多くは違法ではないが、繰り返し行えば脅迫罪など既存の法律でも摘発できる。司法当局の意識改革も必要だ」と話す。

○

○

米国の携帯電話会社は「家族を探す」目的で、毎月10ドル（約1000円）程度で他の携帯の追跡サービスを提供している。電話が発する位置情報に連動した携帯広告も増え続けている。ウォルフさんを狙った位置情報付の遠隔操作ソフトは「子供を監視する」との名目で30ドル程度で購入できるのが実情だ。

今年3月、携帯端末で位置情報の追跡をするアプリを提供する企業に対し、端末利用者から情報収集に同意を得るように義務付ける「位置情報プライバシー法案（通称、ストーキングアプリ規制法案）」が米連邦上院に提出された。サイバーストーキングに悪用されがちなアプリやソフトの開発企業に説明責任を促す狙いだ。12年にネット企業の反対で潰れた法案の同意条項を緩和し、修正案として再度提出されたものだ。提案者のアル・フラ

ンケン上院議員（民主党）は「法案はストーカーの追跡を防ぎ、位置情報収集に対する消費者の意識を高める効果がある」と意義を強調する。

法案には異論もある。ネット広告促進団体「インタラクティブ広告局」のサラ・ハドキンズ公共政策所長は「ストーキングは犯罪であり、ビジネスと同じ法律で規制するのは問題だ。携帯用アプリ市場の進展を妨げる」と懸念する。

これに対し、インターネット関連法に詳しいジャック・ラーナー南カリフォルニア大学准教授は「どんな個人情報を集め、どう活用しているか、ネット企業はほとんど明らかにしない。個人情報を提供するかどうかの権限は利用者の側にあるべきだ」と訴える。

サイバーストーキングに悪用できる技術が市場にあふれるなか、ネット上に公開される個人情報をいかに市民が管理するかが問われる時代になったと言える。

（ロスアンゼルス 堀山明子）

出典 毎日新聞平成26年5月20日

問1 米国では、サイバーストーキングがエスカレートしても被害者に物理的接触がないため司法当局者に軽視されがちであるといえます。しかし、サイバーストーキングの被害は深刻であるとされます。サイバーストーキングの被害の内容はどのようなものなのか、説明しなさい（50点）

問2 サイバーストーキングの被害を受けたら、被害者はどう対処するのがよいか。警察に被害届を出すこと以外に重要なことがあるという。ある専門家は、「全てのメールを記録し、記録を保存したうえで、一度だけ相手方にストーキングをやめるように警告のメールをする。その後は返事を決してしないように。そしてインターネットの接続業者、ウェブサイトの運営者の順に連絡しストーキングを止めることを最優先すべきだ。」と述べています。この専門家のコメントについて、以下のa), b) の設問に答えなさい（50点）。

a) なぜ全てのメールを記録して保存すべきなのか、考えられる理由を示しなさい(20点)。

b) 相手方に一度だけ警告を發したら、なぜ、その後、一切返事をしてはいけないのか、考えられる理由を示しなさい(30点)。